

# 地域の寺子屋実施事業を募集します！

「地域の寺子屋」とは地域の人と人のつながりを大切にし、社会全体で子育てをすることを目的に、知恵と経験がある方と次世代の主役である子どもとその親が互いに交流する取組をいいます。団体の皆様からの実施事業を募集します。

◆募集締切：平成25年7月29日（月）まで（当日消印有効）

⇒ ホームページから、実施要領・応募様式をダウンロードできます。

福島県子育て支援課

検索

※子育て支援課トップページの「地域の寺子屋設置支援事業の二次募集について」をクリック

## 1 事業の内容

子育て世帯の支援を目的に、仮設住宅等でのコミュニティ構築又は震災後の地域コミュニティの再生に取り組む事業であって、世代間交流等地域住民や様々な世代と交流を図りながら実施する事業を対象とします。

また、県外において福島県からの避難者等に対し取り組む場合（県外団体が実施する場合を含む）も対象とします。 既存事業の負担を単に軽減するための事業は対象外としますが、平成24年度に本事業の補助を受けて、平成25年度において再度応募する事業についてはこの限りではありません。

（事業例）

- 地域の伝統文化・祭礼等の伝承
- 季節の行事による交流
- 子どもとその親及び高齢者との世代間交流事業
- ものづくり体験
- 子育て世帯を含めた住民のつどう場の設置
- 仮設住宅等における上記の取組

など

## 2 応募者の資格

(1) NPO法人、社会福祉法人、子育てサークル、老人クラブ、地域の自治会など（県外団体を含む。複数団体の共同実施による応募も可能です。）

(2) 次の要件をすべて満たすこと。

ア 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができる団体であること。  
法人格の有無は問いません。

イ 規約等を持ち、総会等で意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。

ウ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。

エ 暴力団またはその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

### 3 補助内容

1 事業あたり20万円を上限とします（消費税を含む）。  
（予算の範囲内での採択件数といたします。）

### 4 応募受付

(1) 応募期限

平成25年7月29日（月）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(2) 応募方法

所定の応募書類を、応募先まで郵送または持参により提出してください。

(3) 応募書類（書類は返却しません。）

- ア 実施提案書（様式1） 1部
- イ 団体の概要（様式2） 1部
- ウ 定款または組織の運営に関する規則（会則等）の写し 1部
- エ 団体の日頃の活動状況が分かる資料 1部

(4) 応募先

福島県保健福祉部子育て支援課  
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）  
電話：024-521-7198

### 5 審査及び選定

提案された応募書類に基づき、審査を行い、補助対象事業を選定します。  
なお、事業実施期間は交付決定の日から平成26年3月31日までです。

### 6 スケジュール

- 7月 1日 募集開始
- 7月29日 募集締切
- 8月中旬頃 審査、補助対象事業の決定
- 8月下旬頃 補助金交付決定（予定）
- 9月～ 事業開始

### 7 世代間交流コーディネーターの支援

本事業について、「事業構築・実施の相談・支援」、「書類作成等の支援」のため、公益財団法人福島県老人クラブ連合会内に世代間交流コーディネーターを設置しています。事業実施の相談等ありましたら下記にお問い合わせください。

担当者：公益財団法人福島県老人クラブ連合会 佐藤  
TEL：024-523-2131  
FAX：024-524-1401  
E-mail：ku-satou@benrityo.or.jp

#### 【本事業の問い合わせ先】

福島県保健福祉部子育て支援課  
〒960-8670  
福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）  
電話 024-521-7198  
FAX 024-521-7747  
Eメール [kosodate@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kosodate@pref.fukushima.lg.jp)